

（午後1時1分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）一般質問を行います。

私は、市政の主人公は市民、この立場から4項目について質問をいたします。

最初の質問は、中学校給食の実施についてです。学校給食法が施行されて既に54年が経過をいたしました。橋本市での中学校給食は実現されていません。そこで早期実現を求め質問をいたします。

質問の第1は、学校給食法は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発展に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることに鑑み、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実を図ることを目的とするとして、第2条で学校給食の目標について、1、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと、2、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、3、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること、4、食糧の生産、配分及び消費について正しい理解に導くこととして、第5条で国、地方自治体の任務について、国及び地方公共団体は学校給食の普及と健全な発展を図るよう努めなければならないとしている。そこで教育長に学校給食法についての見解を伺います。

質問の第2は、全国の中学校で今日、中学校給食の実施状況はどのようになっているのか、具体的な数値を問う。

質問の第3は、今日の生徒の食生活につい

て、その実態を問う。

質問の第4は、新橋本市という一つの自治体で、橋本市高野口町内の中学校では中学校給食が実施されている、橋本市では実施されていない、この実態。1日も放置できないと考えるが、橋本市で実施できない理由を問う。

質問の第5は、以上の理由から早急に橋本市で中学校給食の実施を強く求めたい。

2項目めの質問は、入札制度の改善で新たな財源を、これについて質問します。昨年度1年間に橋本市が発注した公共工事を調査して発見をいたしました。1,000万円以上の工事は52件で、予定価格に対して平均落札率は92.7%、そのうち41件が90%以上の落札率でした。41事業が競争によって80%の落札率にできれば、1億7,000万円の新たな財源を生み出すことができます。

そこで質問の第1は、入札制度を改善して新たな財源を生み出すと、この提案について市長の見解を伺います。

質問の第2は、非常に高い落札率の原因は何か、正当な競争が行われているのかを問う。

質問の第3は、どのような入札制度にすれば高い落札率を改善できるのかを問う。

3項目めの質問は、橋本都市計画用途地域の変更の関連で問う。市脇四丁目、市脇五丁目の都市計画用途地域の変更についてです。準居住地域から商業地域に都市計画を変更すべく現在作業中であります。そこで質問は、都市計画変更の目的について伺います。また準居住地域と商業地域の違いについて、具体的に伺います。

4項目めの質問は、予算の執行について質問します。本年度予算の執行で突然にしてすべての課に20%カットせよと、この指示があ

ったと聞きます。私は問題だと感じたのは、既に本年度予算は市議会に提出をされ、賛成多数で可決をされました。本年度の予算の執行は予算書に示されたとおりに執行されるべきだと考えます。年度途中で予算を20%残しなさいとの指示をすることが納得できないのです。予算査定は何なのかと聞かなければなりません。不思議な本年度の予算執行について、市民が理解できる答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）富岡議員の一般質問にお答えをいたします。

橋本市の入札制度改革に関しましては、受注意欲のある者が、ある一定条件のもと、自由に競争入札を行うことができ、また、その入札及び契約の過程が公平で透明性のあるものとするのが望ましいということから、一つ、指名競争入札から一般競争入札へ制度を移行するという、二つ目として競争性を確保する、三つ目として透明性を促進する、四つ目といたしましては市民・業者・行政それぞれにメリットがあるものとするをコンセプトとして入札制度の改革に取り組んでまいったところであります。平成18年度からは工事希望型競争入札、つまり郵送方式を実施いたしております。これは入札参加対象業者のうち、受注意欲のある者が参加する一般競争入札でありますことから、競争性が高く、談合防止には有効な制度であると考えております。また、本年度からは新たに予定価格が1億5,000万円以上の建設工事につきましては、原則として制限つき一般競争入札を実施することといたしました。あわせて制限つき一般競争入札に関しては、低入札価格調査制

度を導入いたします。これは最低制限価格を定めず、低い落札率の入札であっても、調査の結果、適切であると判断をいたしました場合は契約する制度となっております。財政確保の観点からも、また談合防止の観点からも、入札制度改善につきましては、今後も引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思います。

次に、落札率についてのおたただしでございますが、平成18年度において、入札に付したものの落札率を工種別に分析いたしますと、土木一式工事が95.7%、建築一式工事が90.08%、水道施設工事が83.0%、その他の工事が88.9%となっております。平成19年度において既に実施しました2回の定期入札会の結果は、公共下水道工事が2件、公共下水道への接続工事が4件入札され、落札率は90%台が2件、70%台が4件となっております。金額ベースでの平均落札率は91.1%でございます。これらのデータから推測されますことは、あくまで結果的にはありますが、入札参加業者によって落札率に差が出ているのではなく、工種によって落札率に差が出ているとの客観的な事実が浮かび上がっております。現段階では、これ以上の原因の分析はできませんが、いずれにしても適正な競争が行われているものと考えてございます。

次に、どのような入札制度にすれば改善できるのかのおたただしでございますが、本市が昨年度及び本年度から実施しております工事希望型競争入札、つまり郵送方式、また制限つき一般競争入札は、競争性、透明性が高いシステムであると考えておりますが、今後も制限つき一般競争入札の適用範囲の拡大なども考え、また電子入札も将来視野に入れ、一層入札制度の改革の検討を進めてまいりたいと考えております。

ところが、過日も市の建設協会の役員の方々が市長室に詰められまして、公共事業が

年々少なくなってくる、そういう非常に厳しい中での本市の落札が割合漸進的といえますか、そういう考え方で我々は正当化しておるわけですが、協会の皆さんも厳しいということが何回となしに陳情があるわけですが、我々といましては、財政危機の状態の観点から現状は変えないという強い意志で臨んでおるところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、残余の件につきましては、担当参与より答弁をいたさせます。

○議長（中上良隆君） 教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君） 富岡議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、学校給食法についての見解についてでございますが、昭和29年に学校給食法が制定されて以来、既に半世紀がたちますが、議員からもありましたように、学校給食は成長期にある子どもたちにとって健康な心身をはぐくむために重要な役割を果たしてきております。学校給食の意義は現在も変わるものではありませんし、現在の児童生徒の実態から、また家庭の教育力の活性化や国民全体として欠乏しているカルシウムなどの栄養摂取の確保といった面からも、今日的意義はますます大きくなってきていると考えております。

次に、全国の中学校給食の実施状況についてですが、文部科学省が公表している平成17年度の資料に基づきますと、全国の中学校の85.6%で学校給食が実施されております。

次に、今日の生徒の食生活についての実態についてであります。朝食の欠食や偏った栄養摂取、孤食の増加、不規則な食事時間など、子どもたちを取り巻く食生活の習慣や環境が乱れているとの指摘があります。例えば、平成17年度全国調査で朝食をほとんどとらな

いと答えた小学生が3.5%、中学生が5.2%という報告がされておりますが、孤食、偏食など他の項目においても小学生よりも中学生のほうが食生活習慣に課題が見られます。

次に、高野口町では中学校給食が実施され、橋本市で実施できない理由でございますが、以前からも議会で中学校給食の実施の要望をいただき、その都度、給食センターの調理能力と中学校も実施した場合の食数を比較し、説明をしております。また、少子化等により両センターで対応できるとなった段階で中学校並びに幼稚園の給食を検討したいと答弁をさせていただきました。現在、市内の中学校、小学校、幼稚園、教職員等合わせて、食数は両給食センターでの調理能力をクリアしております。しかしながら、調理能力がクリアされたのは本年度からでございます。ほかにも給食のための施設整備、運搬車両、配送校の振り分け、人件費の増と多額の経費が必要となります。このことから早急に中学校給食の実施をとのことでございますが、市長部局とも十分協議が必要となります。教育委員会といたしましては、生徒や保護者、また教職員の意見等十分調査した上で、幼稚園も含めた中学校給食の実施に向け検討してまいります。

○議長（中上良隆君） 理事。

〔理事（塚本 基君）登壇〕

○理事（塚本 基君） 予算執行についてお答えいたします。

平成19年度予算につきましては、依然として厳しい本市の財政状況を勘案し、1日も早い財政健全化を図るために、厳しい査定のもと予算編成が行われております。しかしながら、昨年度は平成18年3月に合併してから通期での初年度ということもあり、さまざまな面において経費の増大が見られました。本年度は、これらのことを教訓とし、予算執行時

において、職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、業務を遂行するため、各部署が削減目標を掲げ、現在、コスト削減に取り組んでおります。具体的な内容といたしまして、事務的経費でもある物件費を対象に、単なる一律カットによる削減を実施するのではなく、より具体的な削減目標を掲げ、当該目標の達成に向けて、さらに削減のための努力を図るというものでございます。

平成20年度には、新たな予算編成手法として当該年度の歳入の範囲内で各部署に財源を配分するという枠配分を導入し、さらにコスト削減を図っていかねばなりません。今回、実施しております削減目標設定によるコスト削減は、予算についてすべて消化しなければならないという従来からの概念を払拭し、まずは職員自らが厳しいコスト意識を持ち、予算を執行するという職員の意識改革を図ることも目的の一つであります。既に職員の創意工夫によるコスト削減への取り組みがなされている部署もでございます。今後、三位一体改革の進展、国や県の新たな制度改正に伴う費用の発生など、さまざまな歳出の増加要因に対応するためにも、単なる一律カットによる予算の削減を行うのではなく、職員一人ひとりが常にコスト意識と市民サービス向上を心がけ、より一層の財政健全化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君）建設部長。

〔建設部長（坂本信良君）登壇〕

○建設部長（坂本信良君）次に、議員おただしの市脇四丁目、五丁目を準住居地域から商業地域に用途地域の変更をする目的でございますけれども、去る平成18年4月9日に橋本高野橋が供用開始され、紀の川左岸を東西に縦貫する国道370号へのアクセスが便利になり、交通量が増大しております。今回、用途地域の変更をする区域は官公庁等が集積され

ておりますが、商業施設の誘致がスムーズに進まない状況が続いております。このため、まちづくり三法の変更をにらみ、国道370号沿道の土地利用の促進並びに商業ゾーンの位置づけとした大規模商業施設の誘致を行い、活性化を図ることを目的とし、商業地域に変更するものです。

次に、準住居地域と商業地域の違いについてでございますが、準住居地域は、都市計画法第9条第7項によりますと、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便性の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域であり、建ぺい率60%、容積率200%であります。次に商業地域は、都市計画法第9条第9項によりますと、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域であり、建ぺい率80%、容積率400%であります。

また、まちづくり三法の変更に伴い、建築基準法第48条第7項により、平成19年11月末以降に準住居地域に建設される大規模店舗の床面積の合計が1万㎡を超えるものは建築できなくなります。商業地域においては従来どおり建築できます。

以上が準住居地域と商業地域の違いであります。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）では、再質問を行います。

中学校給食の実施については、教育長から非常に前向きといたしますか、中学校給食の実施に向け検討していくと、非常に積極的な答弁をいただきました。私はいくつかお尋ねしようと思っていたんですが、中学校給食を実施していくと、この方向でいくということなので、それに関連していくつか教育長に答弁

していただいたんですけども、具体的にどういう点で検討が必要になり、概ねどの程度の予算が必要になってくるのか、この点について再度伺います。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）先ほど教育長からご答弁申し上げましたように、まず大きな点は施設面の改修、増築をしていかなければならない。といいますのは、給食を受ける配膳室の整備、それが主なものとなります。それと先ほど申しましたように、中学校給食を実施するとなりますと配送校が当然増えますので、給食の配送車の増がかかってきます。それと、それに伴う運転手等の委託料、それから学校現場では給食の受け入れのための校務員、給食パートというのを今、既に市内の小・中学校で配置しておりますので、そういった人件費等がかさんでくる。一番大きなのは施設整備だというふうに考えております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）概算で結構なんですけれども、どの程度の予算が必要なのかもお願いします。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）今、最近の資料は持ち合わせておりませんが、その当時、二、三年前に試算した数字では、幼稚園も含めてですけれども、約4億円から5億円、ハード面、施設面の整備が必要ではないかというふうに試算してございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）中学校給食、この辺でとどめたいと思うんですが、ぜひ市議会、本会議場での答弁でございまして、中学校給食の実施に向け真剣に検討していただくということで、この項については終わります。

次に、2項目目の入札制度の改善をして新たな財源をとという点について再質問をいたし

ます。演壇からは昨年度の入札結果を紹介いたしました。昨日もインターネットで平成17年度の入札結果というのをとりまして調べてみました。非常にたくさんの量なんですけど、これは透明性といいますか、市民に知らずという点では、この制度は非常にいいと思うんですが、私が申し上げたいのは、これも1,000万円以上の公共工事についてずっとマーカを入れて調べてみました。平成17年度は37件ありまして、ここには予定価格等も税込みとしてしっかり記入されているんです。その合計が13億5,789万1,500円になります。これに対しまして、ここでは契約金額となっているんですが、いわゆる落札価格の総額、総計は13億451万1,600円というふうになります。このことから、これは単純計算ですけども、落札率というのは96%。1,000万円以上の工事で平成17年度の橋本市が発注した公共工事の平均落札率は96%なんですよ。これは正当な競争というものが行われて、仮定ですけども、80%まで落札率を落とすことができれば、単純計算ですけども2億1,819万8,400円、これだけの新たな財源を生み出すことができます。これは仮に落札率が平均85%であっても1億5,030万3,825円という財源を生み出すことができます。もう少し引き上げて90%台であっても8,240万9,250円、これだけの財源をつくることのできるんです。

先ほど市長に答弁をいただいたんですけども、ぜひともこの入札制度の改革、実のあるという意味ですよ。先ほど市長は業者が嫌がるほど改革をやっているんだとおっしゃるんですけども、実際の落札率が結果的にこういう数値ということなんで、どうしても正当な競争が行われているのかということになるんですけども、再度この結果からも入札制度の改革を行うことで新たな財源をつくと、この提案、私は最大の行革じゃないかと

いうふうにも考えるんですけれども、この点、再度市長に伺います。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）私も17年度のネットのほうは見てもなかったんですけれども、今、ちなみにまず平成18年度の平均落札率を見ますと、先ほど17年度の平均落札率が96%ということになりますと、18年度は工事希望型入札ということでの平均落札率では、土木一式工事では95.7%、建築一式工事では90.8%ということで、数字のほうは入札制度の改善に伴って下がってきておるという状況でございます。

ちなみに議員おただしの、より中身のある入札制度の改革はどうなっているのかというおただしでございますけれども、ご答弁をさせていただきますけれども、平成19年度からにつきましては、一般競争入札を原則全面的に取り入れていきたいというふうに考えてございまして、ちなみに国のほうでも公共工事の入札及び契約の適正化云々という法律がございまして、昨年5月23日にも閣議決定をなされておまして、主な改正内容といたしましては、できるだけ速やかに一般競争入札の拡大と、それから指名停止措置、指名回避措置をとった場合の次回以降の入札の指名なり郵便型の競争入札におきましても縛りを入れていくというふうなこと。あと、以前からも議会のほうでもご指摘がありました、工事の出来高といいますか工事内容、工事成績についても、より優良な工事を完成して市のほうへ納品していただく業者につきましては、それなりの優遇措置というふうなことも指摘されておまして、まさに適正化指針におきましても閣議決定をされておまして、改正内容が出されておると。本市におきましても、それに基づきまして、19年度からは原則一般競争入札を取り入れていきたいと考え

ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）インターネットでとったのを紹介しましょうか。業者名とかはあれなんです、平成17年の入札結果一覧表ということで、平成17年6月実施分として、まず下水道課がやった工事、橋本市公共下水道紀見汚水幹線管布設ですか。これは予定価格が1,383万9,000円に対して落札価格が1,362万9,000円、落札率98.48%。その次に、これは同じ下水道課の汚水管の工事なんですけれども、予定価格が2,239万6,500円に対して落札価格が2,194万5,000円、落札率97.98%。これは私、高いのを選んで読んでるんじゃないですよ。こういう状況なんですわ。パーセンテージだけ言えば98.35%、98.53%、96.42%、97.98%と、これはずっと96、97%というのが続いているんですよ。平均96%という非常に高い額になっているということなんです。

私は素人なんですけれども、一般競争入札を採用して、そして入札する業者を増やしていくということは、これは一つ落札率を下げることにつながると思うんですけれども、私は以前、総務委員会で視察をした自治体があります。そこでは徹底した入札制度の改善が行われまして、何とこれは1年間の平均落札率64%なんです。その地域の新聞で大きく取り上げられてましたけれども、私はそこまで落とせというようなことは言いません。なぜかといえば、地元業者の皆さんにも正当な利益を上げていただくということは当然だということに考えています。落札率が96%という、これはどう考えても市民の大切な税金の無駄遣いだと言わなければならないんです。

先ほどから入札制度の改善という点はるる答弁いただきましたので、入札制度の改革、これは実施していただけると、それで間違い

ありませんか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）国の指針も出てきております。ちなみに、きょうの朝刊の新聞の記事を読んだわけですけれども、長野県、横浜市では指名競争入札を原則廃止、三重県では4月から既に原則廃止、大阪府につきましても来年度からは指名競争入札を原則廃止というようなことで、国土交通省のほうでも今年の3月に調査しました都道府県・政令指定都市の調査結果によりますと、約70%が原則指名競争入札廃止というような動きになってきております。そういうようなことで、橋本市としてもそういう方向で取り組んでいきたいと。

ただ、国のほうでは、片や国土交通省のほうでは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では、透明性、競争性等々を高めるようにと、また、片や経済産業省のほうにおきましては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律というのがございまして、この二つの両法律で、今後、それに基づいての実務面では慎重に取り扱わなければならない部分もあるのではないかと、いうふうには考えておりますが、基本的には一般競争入札の拡大を進めていきたいと、そういうふうには考えております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）そこで約束をしていたいただきたいのは、予定価格に対してどの程度の落札率、これを目安にして改革をやっていくのかと。ここはもう具体的な目標数値を持っていただいて進めていただきたいんですよ。億単位の金が、過日も、きょうもそうですけれども、行革、いかにして財源をつくるかという話があるんですが、私はこれはもう真っ先にしっかりとした目標を持って入札改革を

やっていたきたいと思うんですが、具体的な数値を示していただけませんか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）落札率の大きな目標ということでございますけれども、この点につきましては、基本的には適正な入札執行が行われておるといふふうには解釈いたしております。ただ、議員おただしのおり、例えば今現在の入札、落札率の数字が1%なり2%下がれば、それなりの経費削減ができるということは電卓上にもはっきり出てきておりますし、その部分については別の次元では認識はいたしてございます。

ただ、橋本市の17、18年の入札結果を踏まえますと、これは工事場所なり設計内容によっても多少異なるのではないかと、思っておりますが、土木一式工事にしましても、建築工事一式、その他工事にしましても、一概に例えば九十何%でとどまっているかということになりますと、そうではなくて、工事内容によっても落札率が異なっておるといふことも数字として出てきております。この場で落札率を何ぼの目標にするかということとは私も即答もできませんし、非常に難しい問題であろうかと思ひますが、基本的に落札率が低いから即という話も厳しい面があるかなと思ひます。ただ、しかし適正な入札執行に基づきまして、たとえ数%でも落札率が下がって、なおかつ立派な工事をしていただいて市に納めていただけるかということをお考えまして、慎重に入札制度の改革に取り組みまして、たとえ少しでも経費削減できるように努めたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、この場で何パーセントが目標というようなことでは押さえてはおりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）くどくなりますが、部

長、これはインターネットで見てくださいよ。一目でわかりますので、1,000万円を超えてくると落札率が高いのよ。種類によってというよりも、例えば一番頭にあるのは、これは予定価格82万9,500円。こういうのでしたら落札価格は70万4,550円、落札率84.94%と、こうですよ。あるいは286万6,500円の予定価格の工事で243万6,000円と。これは84.98%ですわ。こういうふうに数十万円、数百万円単位のが非常に落札率が低いというのが、これはもう一目瞭然なんですよ。ですから、1,000万円を超える、そうした工事に対してしっかりと対応していただきたいと。具体的な数値を示せないということなんですけども、これは市民にもオープンにしているんですけども、これは気前良い落札というか入札をやっているなというふうにとられると思いますよ、これを見たら。

最後ですけども、しっかりやるということ言うて。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）はい、しっかりやらさせていただきます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、3項目めの橋本都市計画用途地域の変更について、再質問をいたします。本6月議会に市長と議長に提出されている要望書があるんです。これについて、そう長くない文書なので紹介をいたします。

住み良い環境を守るために。橋本市は土地の利用価格を高め、また商業活性化を図るべく、市脇四丁目、市脇五丁目の準居住地域を商業地域に変更するため、都市計画審議会に諮問しています。この地域の近くには橋本中学校のほか、和歌山県伊都振興局、橋本警察署、郵便局、労働金庫などがあり、住環境の良い地域です。この地域を準居住地域から商

業地域に変更すれば、飲食店のみならず風俗営業の店舗やパチンコ店など、あらゆる業種の事業所が進出することが可能となります。事実、当該地域にパチンコ店の開業計画がうわさされています。住民本意のまちづくりの視点から、住み良い住環境を守り、より良い生活に資する都市計画を図っていただけるよう要望する次第です。

要望書は以上なんですけれども、200名を超える方の賛同署名があるというふうに聞いております。これら不安な皆さんに再度納得のいく説明を求めます。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）ただ今の再質問でございますけれども、この市脇地区の用途地域の変更につきましては、都市計画法に法的な手続きが定められてございまして、その法的な手続きに沿って、今回、例えば都市計画法の16条では公聴会の開催ということで、素案の縦覧をして、素案の縦覧に意見のある方については、その場で公述する場も設けまして、公述申し込みがあれば公聴会を開催して意見を聞くと。意見を聞いて計画について変更が必要ということが認められれば変更をしていくというような手続き。それから、公聴会開催が終わりますと、今度は案の縦覧ということで、都市計画法の第17条に基づきまして2週間の縦覧を行います。その縦覧を行いまして意見を求めることができるんですけども、意見を提出する方につきましては利害関係人ということになります。それが終わりますと、意見書が出た場合については、意見書をまとめて市の都市計画審議会に審議されるという法的な流れになるわけでございますけれども、今回の市脇地区の変更につきましては、公聴会の申し出もなく、また案の縦覧におきましても意見書の提出がないというところで、私どもとしましては目的に沿った

形での変更ということで、十分住民の皆さま方に理解を得ているというふうに理解をしております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、法的な手続きを問題には全くしておりませんので、これはしかと部長と確認をしておきます。商業地域は主に商業等の業務の利便の増進を図る地域。ほとんどの商業施設、事務所、住宅、店舗、ホテル、パチンコ店、カラオケボックス等、映画館、車庫、倉庫、小規模の工場のほか、広義の風俗営業及び性風俗関連特殊営業関係の施設も建てられる。さらにキャバレー、ダンスホールなどに加えて、個室つき浴場、ストリップ劇場などの風俗営業店が唯一認められた用途地域というふうに聞きますけれども、このことについて間違いありませんか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）用途地域の制限につきましては、先ほども申しましたように、準住居と商業地域の比較対照でございますけれども、劇場、映画館、演劇場、観覧場、これにつきましては面積要件がございまして、200㎡未満につきましては準住居でも建築が可能ということになります。それから、キャバレー、ダンスホール等につきましては、準住居では建築できませんが、商業地域では建築できるということになってございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）抜けているのは、部長、広義の風俗営業及び性風俗関連特殊営業関係の施設も建てられると専門書に書いているんですが、部長が抜けた部分だけ言います。個室つき浴場、ストリップ劇場、これらはどうなりますか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）建築基準法上は建

築することは可能ですが、営業するにあたりまして、いわゆる風営法という風俗営業法の規制があるわけでございますけれども、風俗営業法に該当する業種につきましては、県の公安委員会の許認可になります。したがって、建築はできるけれども許認可がおりないということになりますので、それぞれの法律で規制されるというふうな解釈ができるのではないかとこのように思います。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今、部長の答弁で、紹介した個室つき浴場なりストリップ劇場については、施設は建てられるけれども営業はできませんと。県の公安委員会の許可があればできるんじゃないんですか。そこをしっかりと確認します。今の部長の答弁だったら、建物を建てて営業はできないと、こうとれますよ。公安委員会の許可を取れば営業できるんでしょう。違うんですか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）建築基準法上の規制と風俗営業法の規制ですから、建築基準法上は建築は可能ということになります。一方、風俗営業法では、今、議員おただしの件につきましては、県の公安委員会の許認可ということになりますから、公安委員会の認可がおりるか否かについては、私どもは所管が違いますのでお答えすることはできませんけれども、そういう法律でそれぞれで制限をしているということです。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）営業できないということ言ってるんじゃないですね。全く建築基準法と風俗営業法の所管が違ふと。それを言い切らないということは、これは営業可能ということにとるのが常識ですよ。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）所管が違いますの

でお答えはすることはできません。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

富岡君に言います。所管が違ふし、質問の趣旨を変えていただけますか。

○3番（富岡清彦君）はい、わかりました。この都市計画用途変更地域云々は終わります。そこまで答弁はいいです。十分でございます。

次に、最後の項目なんですけれども、予算執行について質問いたします。行政の答弁は、一口で言えば財政難ということで、この行政改革を行っているんだということなんです。私が問題にしているのは、本会議、この場に示された2007年度一般会計予算書、これは一体何なんですかということをお願いいたします。予算書というのは1年間の歳入と歳出、これを具体的な数字をもって示して、また1年間の事業計画、こういったものを示すと。市民の大切な税金を今年はこのように使います。この予算書ですね。数百ページありますけれども。市民の代表である議会に議決を経て、そして予算執行を行うと、これが通常なんです。本年度、予算執行途中で突然にしてすべての課に対して当初予算の20%、これだけ予算を残しなさいと、こう指示したんですよ。しかも減額計画の提出を強く求めているんですよ。私の資料では理事のところへ届けなさいとなっておりますね。このことについて、これは議会軽視になるんじゃないですか。ここを問題にしているんです。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）富岡議員が言われるのは、予算執行を議会でご承認いただいて、それを執行するというのが当然のことであろうというふうに思います。我々のこれに対する目的をご説明させていただいてよろしいでしょうか。

要するに物件費、扶助費、それから補助費

というふうなところが当初の財政シミュレーションで立ち上げた額と非常に開きが多いというふうなことがありました。すべての予算に対して一律カットというふうなことでは我々が出した覚えはございません。1点扶助費については法上の問題がありますので非常にしんどいであろうと。それから補助費については、前回、以前に議会答弁させていただきましたように、19年度でどのようにしていくかということを考えて、20年度から実施していくというふうなことでご説明させていただいておりますので、物件費についてのみ計画目標数値を定めてしたというふうなことでございまして、それはすべてに対して20%ではございません。20%もありますし10%もあります。それから、それにつきましては、5月18日までに各課で計画目標数値を出して、各課の中でそういう工夫をした中で削減できるものは削減してくださいということで、創意工夫して計画表を提出いただきたいというふうなことで出させていただいたわけでございます。

富岡議員が言われるのももったいな話でございすけれども、我々としたら、20年度の予算編成に向けて、19年度分について基金を取り崩す分をできるだけ少なくして、19年度を削減していこうというふうなこともございましたので、そこら辺につきましては、職員で創意工夫して削減できるものについては削減していこうということで計画表の提出をお願いしたというふうな経緯でございすので、加えて20年度予算につきましては枠配分等々の形にもなりますので、19年度以上に厳しい予算編成になると思いますので、その心づもりというんですか、それも含めての話でございすので、どうぞご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）理解できないので質問しているのですがね。もう時間がないので簡潔に言いますよ。問題なのは、このことによって学校で何が起きているかというところなんです。これは学校にもしっかりとした通達が行ってますよ。事業費を20%切れ、役務費10%切れ、委託料10%切れ、備品購入費20%以上とかとやっているわけですよ。例えば学校の消耗品費、既に20%も30%も大幅に削減されているんですよ。どういうことが起こるかといえば、例えばテストに必要な紙を購入する、その予算がなくなっているんですよ。どうしていると思いますか。18年度でいえば、19年度に入ってくる消耗品、1年先のを前倒しして工面して消耗品費を購入しているんですよ。そういう状況にあるということを言いたいよ。金もおりてないのになぜ使えるのかということだろう。入ってくるお金を当てにしてやりくりしているんですが。それで一番言いたいのは、これは20%を切ったらさらにどないなるかということですよ。現にこれは保護者に負担をしてもらえないと言っているんですよ。こんな状況は放置できませんよ。だから問題にしているんですよ。切れ切れ切れと言うのもいいんですが、必要などころにはちゃんと。1年間でこれだけ使いなさいということを予算査定して決めて、予算委員会でも市長自らが今年は大丈夫ですと、この予算でいきますと、こうしてスタートしておいて、途中からあれも減らせ、これも減らせと、これは問題あり過ぎます。

○議長（中上良隆君）理事。1分しかないので簡潔に。

○理事（塚本 基君）富岡議員が言われるのはよくわかるんですけども、我々は計画目標数値でありまして、こういうふうにしなさいというふうな強制ではありません。その計画表を提出してくださいということで、今の

事情がありましたら、我々としてそういうふうに無理やくたな話にはならないというふうに思いますので、そこら辺は今後、担当課と十分協議させていただきます。

○議長（中上良隆君）これをもって、3番 富岡君の一般質問は終わりました。

この際、2時15分まで休憩いたします。

（午後2時1分 休憩）